

甲西中学校いじめ防止基本方針



令和5年(2023年)度

1、いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめはその子どもの内面を深く傷つけ健全な成長に大きな影響を及ぼす。いじめはいじめのち・人権に関わる重大な問題であり、誰に対しても許されるものではない。しかし、残念ながら、いじめは、どの子どもにも、どの学級にも起こる可能性がある。

この基本的認識に立ち、本校教職員すべてが、生徒一人ひとりを多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、いじめ問題に毅然とした指導をしなければいけない。

本校では人権教育の推進を学校経営の中核に据え、教育活動すべての中でその視点を基盤に据え取り組んできたが、今後もより一層いのちや人権を大切にす精神を貫く教育実践を推進する。

2、いじめをおこさせない学校づくり（未然防止の観点から）

生徒が主体となった特色ある活動を展開することにより、一人ひとりが「いじめはいじめはない」との認識や、進んで行動しようとする決意を持った生徒を育てていくことが大切である。

(1) 教育目標、生徒指導の方向性

- ・ 本校の教育目標

自ら考え、自ら学び、自ら行動できる生徒の育成のため、自尊感情を育み、どの子どもも安心感が持てる学校教育の推進

- ・ 生徒指導の方向性

「毅然とした指導と、それを支える徹底した生徒理解」

いじめをはじめとする様々な問題行動等について、毅然とした態度で指導にあたり、何が悪かったのか、今後どうしていくべきなのか生徒自身に考えさせる中で、その生徒はもちろん、集団としても成長させていきたい。

ただ、厳しい指導をする上で、それまでの生徒との関わりがどれだけできていたかという点も大事にしていきたいと考える。生徒を取り巻く環境は非常に複雑で、一人ひとりそれぞれ大なり小なり悩みや問題を抱えている。日頃から生徒を見守り、関わっていく中で、生徒の思いや心情に寄り添いながら信頼関係を築いていくことが、問題行動等の予防になり、また効果的な指導にもつながっていくと考える。

(2) 生徒の活動について（子どもの豊かな心と実践力の育成）

① 生徒が主体となった活動の展開を

生徒が主体となった特色ある活動を展開することにより、一人ひとりが「いじめはいけない」との認識や、より良く生きるために進んで行動しようとする決意を持った生徒を育てていく。そのために、日々の授業（いわゆる学習の時間）、生徒会活動、部活動をはじめとして、あらゆる教育活動において、生徒が主体的な活動に取り組めるようにしていく。

日々の学級活動、班長会議、委員会活動、部活動、体育祭の取り組み（全校ソーランの取り組み）、合唱コンクールに向けた取り組み、京都自主研修 など

② 自尊感情を高め、違いを認め、尊重できる生徒の育成を

学校にはさまざまな生徒がおり、一人ひとり特性や状況は様々である。いじめは、一人ひとりの考え方や能力、状況の違いを認められず、排除したり差別化するところから始まると考えられる。いじめをさせない学校づくりを進めていくためには、他人への理解、受容が不可欠で、さらにそのためにはまず自分自身がかけがえのない、大切な存在であるという思いを持つことが大切である。

人権のつどい（人権劇、学級人権アピールの発表）、道徳学習、人権学習（部落差別問題学習、多文化交流学習、性的マイノリティーや様々な違いをもつ方との交流を通じた人権学習）

③ 誰もがわかる授業の創造を

授業に勝る生徒指導はない。わかる授業をつくるということを大前提とする中で、学習規律や考える力、他を受け入れる力が養われていくと考える。

- ・ 授業の最初に「めあて」の提示を行い、その時間の見通しが持てるようにしていく。
- ・ 生徒が自分の考えを持ち、グループで話し合い学び合い、考えや分かったことなどを交流する場を設けるなど、言語活動の充実を意識した授業を展開する。
- ・ 毎年、一人一研究授業を行い、常日頃から教師自身の授業力向上に意識を置く。

④ こころの教育と体験的活動の充実を

生徒の情操を豊かにすることで、よりよい学校、学級にしていきたいという思いを持つ生徒を育成したい。そのために、教科授業でわかりやすく系統的に教える部分（「理の教育」）だけでなく、「より良く生きたい」「こういう自分で在りたい」と思えるような体験的な学習の部分（情の教育）も大切であり、その二つをバランスよく取り扱うことが重要である。

3、いじめを許さない学校づくり（未然防止、早期発見、早期対応、組織作りの観点から）

いじめの初期段階で、学級担任や部活動の顧問が情報をつかむことがあるが、独断で問題解決に動こうとしたり、一人で抱え込んでしまったりするケースがある。結果として、学年内、学校全体での共有を怠ることで、事態の深刻化につながることも考えられる。いじめを許さない学校をつくっていくためには、いじめは、いのち・人権にかかわる重大な案件であり、それだけに、決して許されるものではないこと。しかし、いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものであるとの認識を持ち、教職員が常にアンテナを高く張り、またチームとしてすばやく正確に動く意識が重要である。

（1）役割分担を明確にした組織作りを（役割分担、校内いじめ防止対策委員会）

いじめの有無にかかわらず、常日頃から生徒のより良い学校生活の構築のために、各学年の主任、生徒指導担当がねらいを持って舵取りをしていく必要がある。また、生徒指導主事が学年間をつないだり、外部機関との連携を進めていったりしていくことも不可欠である。

さらに、必要に応じて校長が全体への指示を出したり、学校として、校内いじめ防止対策委員会を定期的を開いたりすることも、チームとしてすばやく動く土台づくりをすすめていくことにつながる。

（2）いじめ防止対策委員会

構成員は管理職、生徒指導主事、教育相談主任、学年主任、養護教諭とし、基本は、年度初めに「いじめ防止対策基本方針」の見直しを行う。

（3）未然防止・早期発見・早期対応に向けて

最初の段階で対応を誤ると、それがたとえ小さなものであっても、時間がたつにつれて大きなものになり、收拾がつかなくなってしまうことがある。それだけ初期対応は大切といえる。チームで対応するとともに、校内での情報共有、役割分担にしたがった初動、市教育委員会への報告を徹底していかなければならない。

また、早期発見のためには日ごろのきめ細かな生徒観察が必要である。学級担任は、生徒の顔色、顔つき、発言、人間関係などを観察し、ライフノート、定期的なアンケート調査の記載内容、教育相談などを通じて生徒の思いや保護者の願いを把握していく必要がある。

(4) 生活（いじめ）アンケート

学期に1回、年3回生活アンケートを行う。教育相談前にアンケートを実施し、いじめがあると回答した生徒については、すぐに教育相談を実施し、担任が聞き取る。教育相談終了後、担任はいじめアンケート集約用紙に相談内容や事実、現在の状況などを記入し、アンケートと共に生徒指導主事へ提出。必要に応じて学年間、学校間での情報共有を行う。アンケート及び集約用紙はその後5年間保管する。

(5) 日常的な観察

授業中はもとより、休み時間、給食時、清掃時、放課後等においても生徒の状況を把握するために声かけなどをするに努める。また、授業中のようすについては授業記録を職員室で回し、その日のようすを書き残していく。

(6) ホウレンソウの徹底を

日頃からこまめに報告・連絡・相談をしあい、何でも言い合える職場、相談し合える人間関係をつくることが重要である。また、職員会議や生徒指導部会、教育相談部会、主任会などを通して、生徒理解を深める情報交換を定期的に行っていく。

(7) 特に配慮が必要な生徒について

いじめはどの生徒にも起こり得る可能性があり、以下の生徒を含め、学校として特に配慮が必要な生徒に対し、適切な支援、保護者や関係機関との連携などを組織的に行う必要がある。また、互いを認め合う集団作りに努め、いじめの未然防止に取り組むことも大切である。

- 発達障害を含む、障害のある生徒
- 外国籍の生徒や海外から帰国した生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒
- 災害等により被災した生徒または避難している生徒

5、いじめを見逃さない学校づくり（家庭、地域、関係機関との連携の観点から）

家庭や地域の方が学校のことを理解し行動してくださる力は、大きなものである。家庭や地域との関係を友好で緊密なものにするために、学校からの通信、電話や家庭訪問など様々な方法で、日ごろから学校を開いていくことが求められる。また、保護者はパートナーという基本認識に立ち連携を深めていくことが大切である。

また、いざという時に備え、日ごろから関係機関との連携も密にしていかなければならない。

(1) 家庭や地域との連携

基本方針や学校のいじめ防止基本方針、指導計画、対処方法等を「ふれあい」などを使って周知し、保護者や地域住民の理解を得るように努める。また、ケアが必要な生徒については、常に家庭と連絡を取り合って情報を更新していく。

小学校区ごとに地区別懇談会（6月）を開き、教員、民生委員、区長も参加する中で、学校・保護者・地域での生徒に関する情報交換をしていく。気になる情報はすぐに学年・学校内で共有する。

(2) 関係機関との連携

学校は、月例報告以外にも必要に応じて市教委に情報提供をしたり、スクールソーシャルワーカー（SSW）、社会福祉士、スクールカウンセラー（SC）、ふれあい教育相談室、ことばの教室、さくら教室、家庭児童相談室、少年センター、いじめ問題対応専門員（県教委）、中央子ども家庭相談センター、甲賀警察署等に連絡・相談したりすることで、生徒を取り巻く問題を多面的にとらえていく必要がある。

また、必要に応じて、保護者に上記の関係機関等を紹介することもあり得る。

(3) 学校間の連携

中学生の中には、小学生のころからの人間関係の悩みを引きずっている生徒も見られる。また、交友関係の広がりから、近隣の中学生とのトラブルに巻き込まれている可能性もある。対等で成熟した人間関係を成立させるためにも、校区内の小学校、近隣中学校との連携や情報交換を欠かすことはできない。また、進学先となる高等学校等への情報提供も必須となる。

① 個別の指導計画などを活用した一人ひとりの見取りをていねいに引き継ぐ。

（中学入学時、中学卒業時）

② 小中連絡会、高校訪問等で、生徒のようすについて、こまめに情報交換していく。

③ 情報交換した相手（学校）のやり方に学ぶ姿勢を持つ。

(4) 教職員のありかた

常日頃から自らの資質向上に努め、人権感覚をみがき続ける姿勢が大切である。そのためにも、上述したように、職員間の連携を深め、何でも言い合える、指摘し合い、高め合っていけるような関係性を築くことが重要である。

また、教職員の研修の充実をはかる中で、外部機関から助言や新しい考え方を積極的に取り組んでいくことも求められる。PTA人権同推委員のブロック別懇談会、人権コンサート、夏季休業中の校内研修（生徒指導、教育相談、人権学習）や親子のつどいでの講演、さらに市や県の行う様々な研修に個々に参加し、教職員自身の資質向上に努めていかななくてはならない。

6、いじめが起きたときの具体的な対応（重大事態への対応も含む）

指導の3原則

- ◎ 正確・迅速な事実確認を
- ◎ いじめられた生徒を守りきることを第一に
- ◎ 徹底した再発防止策を、速やかに

上記の3点を対応・指導の原則とする。

【いじめ対応】※大まかな流れ

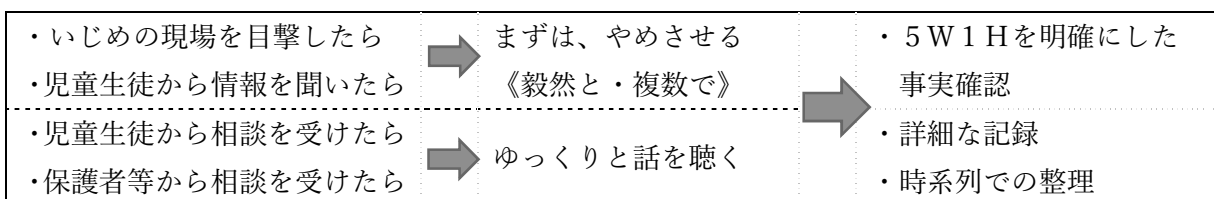
- ① 第1発見者は該当学年教員、およびいじめ防止対策委員会へ報告
(対応について協議)
※ 生徒指導主事は市教委へ第一報
- ② 被害者への聞き取り（慎重に）
※ 寄り添いの姿勢
- ③ 加害者への聞き取り（複数対応）
※ 事実の一致が必要（ずれがある場合については周囲の生徒への聞き取りも必要）
- ④ 被害者・加害者双方の保護者へ事実と今後の方針の説明
- ⑤ 謝罪の場の設定（被害者の気持ちを第一優先にする）
- ⑥ 市教委への報告 ※重大事態の対応も視野に入れる。
- ⑦ その後の見守り
※ 指導後、3ヶ月経過時点の確認

(1) いじめ防止対策委員会について

いじめの事実を確認した段階で、すみやかにいじめ防止対策委員会を開き、情報の共有、今後の方針を決定する。また、継続的に途中経過やその後の生徒のようす等を共有していく。

(2) 事実確認を

① 正確・迅速な事実確認を



- ① 「いじめ防止対策委員会」を速やかに開催し、組織的な対応をする。
- ② つらい思いをしてきた生徒の心情に寄り添いながら、可能な限り詳細に聴き取る。
- ③ 生徒の思いを第一に尊重しながら、原則として複数で聴き取る。

(3) 被害生徒への対応

いじめられた生徒を守りきることを第一に考えた上で、以下の手順に沿ってチームで対応していく。

- ① まず、当該生徒をいじめから全力で守ることを約束し、安心感を持たせること。
- ② 共感的に聴く姿勢に徹しながら、いじめられた立場に立って気持ちの理解に努めること。(必要に応じて、養護教諭、S Cなどの専門家による心のケアに努めること)
- ③ 生徒の気持ちの安定を図り、前向きに学校生活を営むことができるように指導助言すること。(ただし、決して急がないこと。必要に応じてさまざまな支援策を講じること)
- ④ 聴き取った事実を保護者に正しく伝えること。保護者の対応については、必ず複数で行うこととし、特定の教職員が問題を抱え込むことのないようにすること。
- ⑤ 事後の手立てを明確に示し、その実現に誠心誠意努力することで、児童生徒や保護者からの信頼を取り戻すように努めること。
- ⑥ 必要に応じて関係機関に相談し、保護者にもその機関を紹介すること。
- ⑦ 安易に解決したと判断することなく、児童生徒の観察を継続的に入念に行い、保護者とも連絡を取り合うこと。(電話連絡だけでなく家庭訪問を行うなど、保護者との意思疎通が円滑になるように努めること)
- ⑧ 生徒の人権や個人情報に十分配慮しつつ、再発防止のため、保護者と相談し教育委員会とも協議しながら、可能な情報を公開することを検討していくこと。

(4) 加害生徒、観衆・傍観者になっていた生徒への指導

以下の点に留意し、徹底した再発防止策を、速やかに行う。

いじめた生徒への指導を

- ① 事実をきちんと認めさせることは必要であるが、威圧的な指導方法をとるのではなく、自分(たち)がとってきた言動がどれだけ人を傷つけるものであったかを自覚できるような指導に努めること。(自分の言動でいけなかったところを自分の言葉で語らせること)
- ② 生徒の気持ちも聴き、いじめにまで発展してしまった要因や背景を把握すること。
- ③ 生徒の気持ちの安定を図りつつ、今後自分(たち)がとるべき方向・方法を見つけ

させるように指導すること。(必要に応じて、地域や専門家と連携した支援策を講じること)

- ④ 家庭の状況にも配慮しながら、聴き取った事実を保護者に正しく伝えること。また、保護者の思いも十分に聴き取ること。その際は、保護者との間で齟齬が生じないように必ず複数で対応すること。
- ⑤ 必要に応じて関係機関に相談し、保護者にもその機関を紹介すること。
- ⑥ いじめにあった児童生徒に心から謝罪させるとともに、二度と繰り返さない決意を伝えさせること。(本人同士を対面させることが望ましいが、いじめにあった生徒やその保護者の意向を第一とし、必ずしもその形にこだわるものではない。しかし、何らかの形で反省の思いを伝えるように指導すること)
- ⑦ これからが大切という視点で指導をし、一生懸命に取り組めるものを探して学級の中でしっかり役割を果たし、自分が変わっていける(今度は自分がいじめを止める立場になれる)よう促す(支援する)こと。そうした中で教職員との信頼関係を築いていくこと。
- ⑧ 指導にかかわらず深刻ないじめを繰り返す生徒に対しては、出席停止や警察との連携による措置を含め、毅然とした対応で臨むこと。

観衆・傍観者になっていた生徒への指導を

- ① 聴き取りやアンケートなどにより、自分が見知っていることを明らかにさせること。
- ② 自分たちのとった行為(見て見ぬふり、はやし立てる行為など)がいじめを助長すること、自分たちもいじめの側の人間であることを教えること。(日ごろから、「観衆・傍観者=いじめの側(問題の関係者)」の意識を持たせる指導をしておくことが大切)
- ③ 自分たちのとった行為がどれだけ被害者の孤独感を深め傷つけるものであったかを自覚できるような指導に努めること。全体指導だけでは、ともすれば「私は関係ない」といった思いを抱く児童生徒が出てくるので、そうした思いを持たせないよう配慮すること。(自分の言動でいけなかったところを自分の言葉で語らせること)
- ④ 生徒の気持ちの安定を図り、今後自分(たち)がとるべき方向・方法を見つけさせるように指導すること。(必要に応じてさまざまな支援を講じること)
- ⑤ 聴き取った事実を保護者に正しく伝えること。(「うちの子は見ていただけと聞いています」と答える保護者がいるだろうが、見ていただけという行為がいじめにつながったことについて、十分説明をして理解を求めること)
- ⑥ 周りの生徒がいじめを止められなかった要因や背景を把握すること。
- ⑦ これからが大切だという視点で指導をし、学級(集団)としてどうしていくことが必要かを考えさせ、自分(たち)が変わっていけるように促す(支援する)こと。そうした中で教職員との信頼関係を築いていくこと。

(5) 重大事態への対応と調査（法第 28 条）

① 重大事態の定義

- いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- いじめにより相当の期間（30 日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき。

② 重大事態の報告

生徒指導主事は重大事態に該当する事案が発生した場合、直ちに市教育委員会に報告する。

③ 調査の趣旨及び調査主体

- 法第 28 条の調査は、重大事態の対処とともに、同種の事態発生防止のために行う。
- 調査主体は、教育委員会又は学校とする。

④ 調査を行うための組織

- 学校主体の場合は、原則として「学校いじめ対策会議」に専門的知識を有する第三者を加え、調査を行う。
- 教育委員会が調査主体となる場合、「湖南省いじめ問題調査委員会」が調査を行う。

⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

- 事実関係を可能な限り網羅的に明確にすること。
- 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。

⑥ その他留意事項

法第 23 条第 2 項に基づく学校の調査で、事実関係の全貌が十分に判断される場合は、新たな調査は行わない。

⑦ 調査結果の提供及び報告

- いじめを受けた生徒及び保護者への適切な情報提供。
- いじめを行った生徒及び保護者への説明。
- 調査結果は、総合教育会議（市長・教育委員会）へ報告する。

(6) いじめの解消について

いじめは、謝罪をしたからといって安易に解消することはできないものである。「いじめの行為が少なくとも 3 か月止んでいること」、「当該生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも 2 つの要件が満たされている必要があり、加害者被害者やその保護者等への面談等を定期的に行い、確認していくことが必要である。

(7) インターネットを通じて起こるいじめへの対応について

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。

また、インターネット上のいじめは、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であること、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象になり得る行為であることから、それらのことを生徒に対して理解させる取組を推進していく必要がある。

(8) パソコンやスマートフォン等を利用したいじめ防止と啓発

親子のつどいや期末集会等を利用して、生徒だけでなく、保護者にも啓発していく必要がある。警察や携帯通信会社、または専門家による講演等を行うことは今後必須事項となってくると思われる。

また、生徒のパソコンやスマートフォン等を管理する第一義的な責任を負うのは家庭であることから、適切な管理や利用上の危険性などを周知する啓発活動を実施すると共に、地区別懇談会やPTAブロック懇談会、また日々の連携の中で保護者の思いや各家庭での取り組みを学校が知ることも重要である。



湖南省スマホ使用3ヶ条

- ① 個人情報流さない(犯罪防止)
- ② 仲間も自分も大切にできていますか?
ん?!送る前に内容を確認しましょう!!(いじめ防止)
- ③ 使用時間守ります(夜10時以降は使いません)

湖南省教育委員会 湖南省PTA連絡協議会 湖南省小中学校校長会 湖南省生徒指導主任主事会 「早寝早起き朝ごはん」推進校

※ 平成30年1月湖南省スマホ3ヶ条を作成し、全小中学校に横断幕の掲示・保護者への周知

【参考】関係機関連絡先一覧

▼	* 湖南省教育委員会事務局学校教育課	……	0 7 4 8 - 7 7 - 7 0 1 1
▼	* 湖南省発達支援室	……	0 7 4 8 - 7 7 - 7 0 2 0
▼	* 湖南省家庭児童相談室	……	0 7 4 8 - 7 7 - 7 0 0 7
▼	* 湖南省ふれあい教育相談室	……	0 7 4 8 - 7 2 - 4 8 1 0
▼	* 湖南省少年センター	……	0 7 4 8 - 7 7 - 7 0 5 3
▼	* 湖南省ことばの教室（三雲）	……	0 7 4 8 - 7 2 - 9 0 2 8
▼	〃 （水戸）	……	0 7 4 8 - 7 5 - 2 7 0 2
▼	〃 （菩提寺）	……	0 7 4 8 - 7 4 - 8 0 0 2
▼	* 湖南省ことばの教室（石部）	……	0 7 4 8 - 7 7 - 0 6 8 8
▼	* 滋賀県中央子ども家庭相談センター	……	0 7 7 - 5 6 2 - 1 1 2 1
▼	* 甲賀警察署生活安全課	……	0 7 4 8 - 6 2 - 4 1 5 5
▼	* 湖南省顧問弁護士（注：連絡は必ず学校教育課を通してください）		
▼	弁護士法人 都大路法律事務所	……	0 7 5 - 2 5 1 - 0 7 0 7